

● り災証明書のための建物被害認定調査 どこの被害をみるの？

り災証明書のための建物被害認定調査は、建物全体の損傷程度を評価するものです。以下の 10 項目に分けてそれぞれ部位ごとに損傷程度を調査し点数化した後、全体を足し合わせて評価します。



建物のどこに・どのような被害が発生したのかを、写真を撮るな
どして記録してください。

● 片付けの前に被害写真の撮影を！

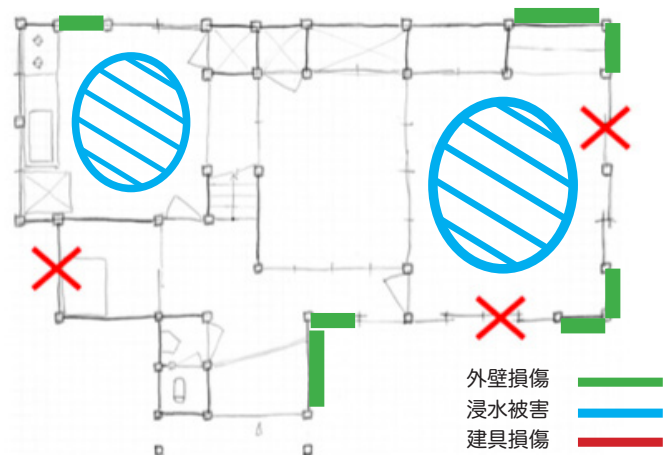
✓ POINT!!
被害の「場所」と「大きさ」がわかるように撮影しましょう

被害の様子がわかるように少し引き目で撮影を心がけましょ
う。スマートフォンをお持ちの方は、被害写真に下の例のような
メモをするとわかりやすいでしょう。



● 写真と図面の併用をおすすめします

おすすめは家の図面とセットでの被害記録です。正確な図面でな
くても構いません。どこの被害なのかを忘れないため、簡単に被
害の位置を記録しておきましょう。



● 家が倒壊した場合

家が倒壊してしまった場合、この時点で**全壊**となります。外
側から被害の状況を撮影しましょう。



屋根

瓦やスレートなどの破損、浮き、小屋組の損傷な
どがあります。さらに浸水による防水材や下地材
の損傷・機能損失もあります。屋根の被害が見え
ない場合には、見える範囲で写真を撮影します。



外壁

風による仕上げ材の剥離や脱落、飛来物による衝
突痕などの被害があります。さらに浸水による仕
上げ材の汚損やパネルの吸水、浮き・脱落があり
ます。



基礎

基礎には破断、不陸などの被害と、流出、転倒被
害などがあります。



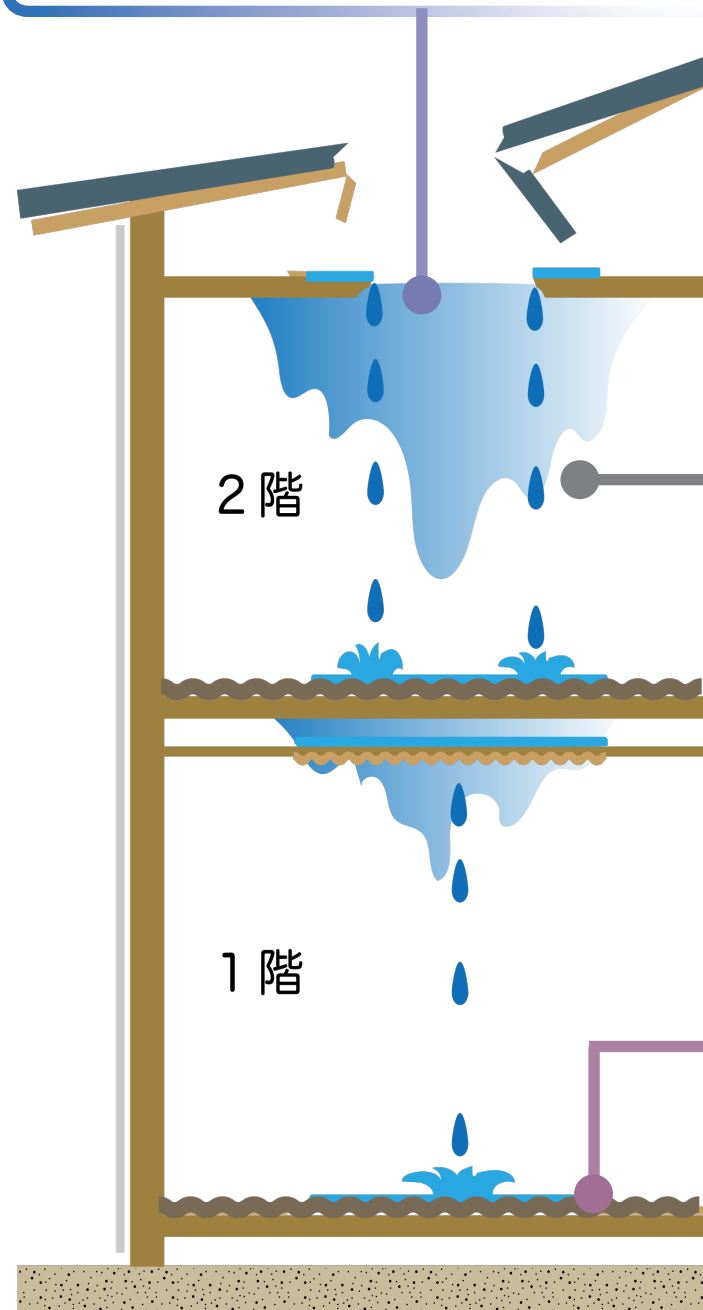
● 建物内への浸水による被害

風害で想定している建物の被害は次のものがあります。

- ・風による建物の損傷
- ・飛来物などの衝突による損傷
- ・損傷した箇所から雨が降りこむ（建物内への浸水）等

天井

風による天井板の浮き・脱落のほか、浸水による天井板の吸水、膨張、脱落などの被害があります。



内壁

風や衝突によるボードなどの割れや脱落のほか
に、浸水によるクロスの汚損、吸水によるパネル
の膨張、断熱材の機能損失があります。



床または
階段

床板の破損のほか、浸水による床板の汚損、畳が
水を吸ったことによる膨張があります。



柱または
耐力壁

柱の被害には柱の折れ、欠損、割り裂け、仕口のずれ、移動など、また耐力壁についてはボードのずれ、浮き、ひび割れ、剥がれなどが挙げられます。

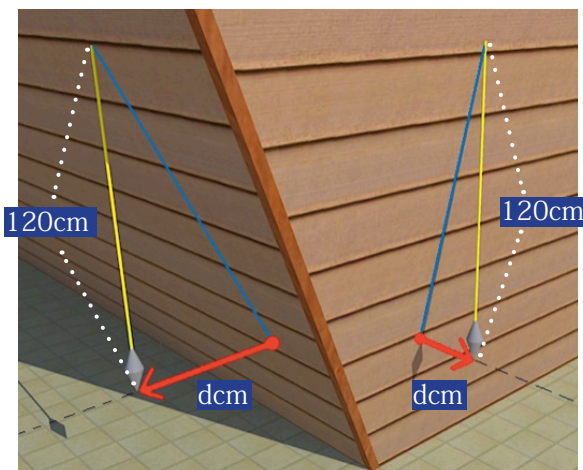


傾き

傾きの程度によって判定が変わってきます。ここでは難しい計算いらずでわかる「全壊」レベルの傾きを測る方法をご紹介します。

まずは右図の様に 120cm のヒモに、おもりをつけた「さげふり」を用意します。▶

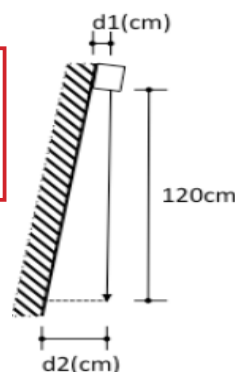
次に下図の様に、ヒモの上端を壁につけ「おもりが壁からどのくらい離れているか（赤矢印 d 部分）」を測ります。▼



※理想は建物の四隅（角）での測定です。それぞれ壁に対して垂直な二方向の傾いた距離 d を測定することが望ましいです。建物全体の傾きなので「柱や壁があるところ」で計りましょう。

上の道具で測った距離の平均値を計算し、結果が「6cm 以上」の場合判定は「全壊」です。

右図のように糸が壁から離れている場合には、その距離 (d1) を測った距離 (d2) から引きます。



トリセツに関する問い合わせはこちらまで
常葉大学附属社会災害研究センター
Mail: sdrcc@sz.tokoha-u.ac.jp 担当: 田中聡



みなさまの一日も早い再建をお祈りいたします。

建物被害調査のトリセツ

- かたづける前に記録を残そう -

風害



Ver.1.0



CAUTION 調査の際の注意点

不用意に損傷した建物に近づくことは大変危険です。被害記録の際には足下の障害物や頭上からの落下物などに十分気をつけてください。
また写真撮影のために屋根に登るなどの行為は大変危険です。できる範囲での記録をお願いいたします。

台風災害で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

常葉大学附属社会災害研究センターではこれまで、り災証明書発行のための建物被害認定調査に関する研究や被災自治体の支援をおこなってきました。

罹災証明書のための建物被害認定調査は内閣府が定めたガイドライン「災害に係る住家の被害認定運用方針」に則って、原則自治体職員が実施しています。大規模災害の際には被害棟数も増え、調査が終了するまで多くの時間がかかります。

自治体では調査前に、自宅を片付け・補修する方に対して建物の被害状況写真などの記録をとるように勧めています。具体的にどこをどのように記録すれば良いのかを示していません。

このトリセツでは、り災証明書を取得するために、みなさんができる建物被害状況の記録の残し方やポイントについてご説明します。

残した記録は、あなたの家の被害状況を証明する大切な証拠となります。
この記録を罹災証明や損害保険の調査員に見せましょう。



常葉大学附属社会災害研究センター

© SDRC TOKOHA UNIVERSITY